

報告第9号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年12月6日提出

天理市長 南 佳 策

専決第13号

専 決 処 分 書

平成19年8月12日午後4時20分頃天理市立水泳プールで発生した水難事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年9月25日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 262,758円

専決第14号

専 決 処 分 書

平成19年8月30日午後2時頃三重県亀山市関町萩原39の名阪関ドライブイン
駐車場で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により
示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理
市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年9月28日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 189,000円